

### 守りましょう 犬の飼い方のマナー

飼い主のマナーが守られないことによるトラブルが増えています。



他人の迷惑とならないよう、マナーを守って飼いましょう。

#### ● 飼い主のマナーとルール

- ・ ふんは必ず持ち帰る  
散歩の際には必ず袋を用意し、持ち帰りましょう。
- ・ 他人の家の門や自動車などに排尿させない
- ・ 散歩用のリードを必ず付ける

「自分の犬はおとなしいから」というのは理由になりません。きちんとリードを付けて散歩してください。

- ・ 無駄吠えをさせない  
犬は、運動不足、居心地が悪い、体調が悪いなど、さまざまな理由で無駄吠えします。これらを解消し、犬を安心させることも飼い主の大事な責任です。

- ・ 必ず犬の鑑札と注射済票を首輪などにつける

着用は義務付けられており、

災害時の迷子犬の防止などにも有効です。  
 環境政策課 (☎025・520・7376)

### 野外焼却(野焼き)は禁止されています

廃棄物の野

外焼却(いわ

ゆる野焼き。

法の基準を満

たさない焼却

炉などでの家

庭ごみの焼却を含む)は、法律で原則禁止されており、

ダイオキシンの発生のほか、

火災や煙害により地域の皆さんに迷惑がかかるため、絶対にやめましょう。

違反した場合、罰則(5年

以下の懲役もしくは1千万円

以下の罰金またはこの併科)

が課されることがあります。

● 例外として認められるもの

・ 国、地方公共団体が施設管

理のために行う必要な焼却

・ 災害予防、応急対策または

復旧のために必要な焼却

・ 風俗慣習上または宗教上の

行事のための焼却(どんど

焼きなど)

・ 農林漁業のためのやむを得

ない焼却(漁網に付いた海

草など)

・ 農林漁業のためのやむを得ない焼却(漁網に付いた海

産物の焼却など)

・ 日常生活を営む上で通常行

われる軽微な焼却(たき火、

キャンプファイヤーを行う

際の木くずの焼却など)

● 日常生活環境課 (☎025・5

26・5111、内線617・

8111)

### 山火事・たき火火災に注意しよう 「忘れない山の恵みと火の始末

例年、春先

から初夏にか

けて山火事や

たき火・野焼

きによる火災

が多く発生し

ています。昨

年も市内の市

街地でたき火や野焼きによる

火災が発生しました。

この時期は空気が乾燥し、

強風が吹く気象条件により、

小さな火種でも枯葉や枯草に

あつという間に燃え広がりが

火災となる危険が高まってい

ます。

屋外における焼却行為は法

律で原則禁止されています。

地域ぐるみで火災を防ぎま

しょう。

● 上越地域消防局予防課 (☎

025・545・0230)、

市危機管理課 (☎025・520・5667)

### 空き地を適切に 管理しましょう

空き地は適

切な管理をし

ないと雑草が

生い茂り、害

虫の発生やご

みの不法投棄

を招くなど、生活環境の悪化

をもたらすとともに、近隣住

民に不快感を与えます。

所有者は、定期的な草刈り

や清掃などを行い、適切な管

理をお願いします。

● 刈り取った草は可燃ごみへ

刈り取った草は、燃やせる

ごみ指定袋に入れて集積所に

出すか、クリーンセンターへ

直接搬入し、処分(有料)し

てください。

● 除草剤を使用する際は周囲

へ配慮を

除草剤は、容器に記載され

た使用方法を守って散布して

ください。また、風向きや周

囲の状況に配慮し、作業をし

てください。

● 生活環境課 (☎025・5

26・5111、内線102

0・4114)

### 守っていますか 自転車のルールとマナー

自転車は自

動車と同じ車

両の仲間です。

新潟県では、全ての自

転車利用者に

自転車損害賠

償責任保険な

どへの加入が義務付けられて

います。また、昨年4月から

は全ての自転車利用者のヘル

メット着用が努力義務化され

ました。保険加入やヘルメッ

ト着用をはじめ、交通ルール

とマナーを守って安全に自転

車を利用しましょう。

● 自転車に乗るときの基本

ルール

「自転車安全利用五則」を

守って、交通事故を防止しま

しょう。

① 車道が原則、左側を通行

歩道は例外、歩行者を優先

② 交差点では信号と一時停止

を守って、安全確認

③ 夜間はライトを点灯

④ 飲酒運転は禁止

⑤ ヘルメットを着用

● 市民安全課 (☎025・5

20・5661)

